

戸山サンライズ

◆ 2015年 冬号 ◆

特集

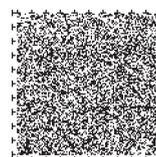
最新福祉機器情報

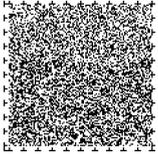
スポーツ 人工物が拓くスポーツの可能性 ～協働的ネットワークとしてのスポーツ～

お知らせ 平成27年度全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)研修会概要



全国障害者総合福祉センター





←これは、SPコードです。
専用読み取り装置の使用により、誌面の内容の音声出力が可能です。

第29回障害者による書道・写真全国コンテスト

写真部門 金賞 「富士山と並んで」
岐阜県 水谷 早苗

(作品PR)

富士山と並んで飛んでもらえる時を三脚を立て寒さに震えながら待つ時間の長いこと。でも一生に一度とでも言うか、楽しい一日でした。また朝は赤富士も見ることが出来ました。

(寸評)

撮影者もかなり高いところで構えられたとみえます。その寒さの中で捉えられた一瞬は至上のものです。温かい拍手をおくります。



このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(公財)日本障害者リハビリテーション協会(全国障害者総合福祉センター)の主催により毎年開催されているものです。第29回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より214点(写真部門)にのぼる素晴らしい作品がよせられました。

目次

2015年冬号

■特集：最新福祉機器情報

福祉機器(福祉用具)の普及啓発に向けて	東山 文夫	1
福祉用具・介護ロボットの開発及び普及に係る取り組み	五島 清国	4
最新福祉機器の開発について	井上 剛伸	9

■スポーツ

人工物が拓くスポーツの可能性 ～協働的ネットワークとしてのスポーツ～	渡 正	16
---------------------------------------	-----	----

■ライフサポート

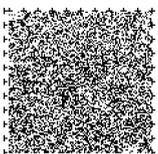
社会保険Q & A	高橋 利夫	19
-----------	-------	----

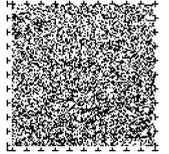
■レクリエーション

当たり前前の生活を当たり前前に Re-create ～自律した『地域生活』へのチャレンジ!～	綿 祐二	20
---	------	----

■お知らせ

平成27年度 全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ) 研修会概要 日程案内		23
---	--	----





福祉機器(福祉用具)の普及啓発に向けて

一般社団法人日本福祉用具供給協会
専務理事・事務局長 東山 文夫

福祉用具って何? 身近な人々からもよく質問されます。まだまだ、福祉用具が一般的に理解・普及されていないためです。平成5年10月の福祉用具法（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の略称）が施行され、早や20年余が経過しましたが、この法律では、「福祉用具」とは、「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。」と規定されています。この法律制定の背景には、障害者や高齢者が地域や家庭においてできるだけ自立し、積極的に社会参加することを可能にするためには、保健福祉サービスの充実とともに、各種の福祉用具の利用を進めることが重要でありました。従来、老人福祉法や身体障害者各法の規定を踏まえ、研究開発から普及にわたる総合的な施策の充実に取り組んできましたが、福祉用具の研究開発は立ち遅れていました。このような状況の中で、福祉用具の研究開発・普及のための基盤を整備する目的をもってこの法律が生まれました。また、平成12年度には介護保険法が施行され、福祉用具の利用環境は整い、介護や支援が必要な方の福祉用具に対するニーズは、着実に顕在化してきました。近年各地で福祉機器や介護機器の展示会などが開催されておりますが、これら機器も福祉用具と同義語として用いられています。同じ福祉用具であっても、障害者総合支援法や介護保険法の制度では、それぞれの目的や趣旨に沿って異なった定義が規定されています。

介護保険制度では、福祉用具を「身体の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある要介護者

等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。」と規定されています。高齢の方々や障害をお持ちの方々の自立支援や家族等の介護に携わる方々の介護労力の負担を軽減するために、福祉用具事業所から貸与される特殊寝台や車いす、歩行器など13種目があります。生活の質を向上させるために極めて重要な役割を果たす用具といえます。この制度は、40歳以上の方々が負担する介護保険料や利用する方々の自己負担（原則1割）及び国税を財源として、国による制度として、市町村により実施されています。

（貸与の対象となるもの：要介護者の身体状況、介護の必要度の変化等に対応して用具の交換ができるもの等の考え方から原則貸与となっております。）

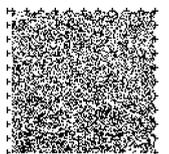
- ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦手すり ⑧スロープ ⑨歩行器 ⑩歩行補助つえ ⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト（つり具の部分を除く）⑬自動排泄処理装置

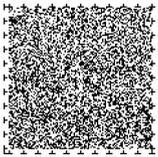
（購入の対象となるもの：他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感を伴うもの、使用によりもとの形態・品質が変化し再利用できないもの。）

- ①腰掛便座 ②特殊尿器 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具部分

障害者のための「補装具や日常生活用具」とは

障害者総合支援法では、補装具を「障害者等の身体機能を補完し、又





は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの、その他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。」と規定されています。すなわち、補装具とは ①障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたもの。②障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労もしくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるもの。③医師等による専門的知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるもの。以上の3つの要件をすべて満たすものが補装具であります。したがって、病気や事故等により、身体に障害を持った障害者（児）が補装具給付の対象者であります。

日常生活用具給付等事業は、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により福祉の増進に資することを目的とした事業であります。対象者は重度の障害者、障害児、難病患者等で当該用具を必要とする方です。

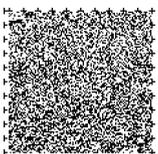
用具の要件として、以下の3つの要件をすべて満たすものであって、用具の用途や形状が決まっています。

- ①障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。
- ②障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進するもの。
- ③用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの。

また、用具の用途として次の6種目があります。これらの内①から⑤の用具は、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるものとされています。

(用具の用途及び形状)

①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いる椅子等
------------	--



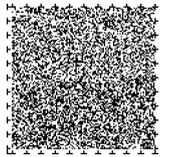
②自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具
⑤排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの（例：手すり、スロープ等）

福祉用具活用の効果

福祉用具は、利用者の身体状況や使用環境にきちんと適合したものを使用することにより、利用者の自立意識を高め、介護者の負担を軽減するものとして、その効果が大きいと期待されているところであります。

当協会が平成24年度に実施した福祉用具のご利用者や介護者の方に対し、生活や意識の変化について、アンケート調査をした結果、ご利用者からは、「自分のペースで生活しやすくなった。」、「自分の生活についての不安や不満が軽減・解消した。」、「自立して生活しようという意識が高まった。」と回答された方が6割を超えており自立促進に関する項目が高くなっています。福祉用具を利用したことで、「介護度が軽く（低く）なった。」、「他の介護サービスを依頼する回数が少なくなった。」が2割弱あり、ご利用者の生活環境だけでなく、他の介護保険サービスへの好影響もできています。

介護者の方からは、「身体的な負担が軽減されて楽になった。」と回答された方は9割弱、「介護が効率的に進められ、時間が有効活用できるようになった。」は7割弱あり、介護負担の軽減に関する項目が高くなっています。福祉用具を利用したこ



とで、「他の介護サービスを依頼する回数が少なくなった。」は約3割あり、ご利用者の回答と同様に他の介護保険サービスへの好影響が出ています。この結果は、福祉用具が、ご利用者の日常生活の自立と生活の質向上及び介護負担の軽減等、極めて重要な役割を果たしているものとして、注目すべきものです。

平成25年度に実施した高齢者施設（介護老人福祉施設5施設、介護老人保健施設5施設）の利用者及び職員を対象に利用者に適した車いす及び床ずれ予防用具を選定し利用していただいた調査結果からは、いずれの施設においても、身体的な問題点や使用する環境に適合した福祉用具を用いることで状態が改善する事例がFIM（機能的自立度評価）、日常生活行動、総合評価のいずれかが改善された事例が全体の90%近くとなっています。こうした効果は、施設管理者のほか、介護職員、看護職員、機能訓練指導員等の施設スタッフからも認められており、福祉用具利用の選択の幅を広げることが入所者の自立支援に一定の効果が得られることの評価が得られています。

福祉用具についての知識を得たことによる関心の高まり、その利便性、自立支援への効果、今後の活用等に関する認識の変化が見られました。また、その有効性については、すべての施設が有効であると回答しています。さらにどのような場合に有効であるかの問に対しては、介護老人福祉施設では、「入所者のニーズや状態に合った福祉用具を使用することで、自立支援や自信につながる。」、利用者の状態像は日々変化するが施設内の用具だけでは状態像に合った福祉用具の適用ができない場合が多く、そのようなときに有効である。」との回答が得られました。介護老人保健施設では、「施設生活の時点で在宅に向けた福祉用具を使用した在宅に近い環境で練習や生活をするのが望ましい。」「在宅復帰率の向上、介護負担の軽減にもつながり、介護者の腰痛対策にもつながる。」といった回答が見られました。平成27年度から構築される地域包括ケアシステムで掲げる入院・退院、入所・退所等在宅復帰を通じて切れ目のないサービスを行うためには、施設と在宅との環境の共有化は不可欠であります。このためには、病院・施設

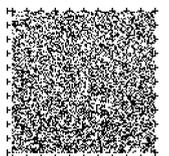
利用者に対して福祉用具貸与サービスの適用が今後の課題であります。

これからの福祉用具

高齢者人口の増加と共に、日本の高齢化社会を支える新たな産業として福祉・介護分野におけるロボット技術の実用化が進められています。介護者の身体に装着して筋力をアシストする装着型ロボット、自律移動車いすなどの移動支援機器、排せつや入浴時に介護者や利用者をサポートするロボットも市場に出てきています。介護ロボットを実用化するためには、その技術と利用者のニーズが一致することが重要であります。介護現場で実際に使用されなければ、利用者の身体機能や判断能力に応じた福祉用具の開発は促進されません。介護労働力の不足を補うため、また、腰痛などの職業病対策として、介護ロボットの登場は、各分野で期待されているところであります。

最後に日本福祉用具供給協会は、高齢者や障害者の自立支援及び介護負担軽減のために福祉用具をレンタル又は販売する事業者による我が国唯一の団体であります。活動内容は、福祉用具供給事業に従事する者に対する知識の修得や資質向上を目指した福祉用具選定士認定研修会などの教育・研修事業の実施、国際福祉機器展への出展やセミナーの開催等を通じて福祉用具に関する普及啓発活動、その他福祉用具に関する調査研究等の事業を行っています。また、介護保険制度等に関する事業者としての要望書を厚生労働省に提出しています。

超高齢化社会を迎える2025年に向かって国民のだれもが健康で幸せな生活が送れることが望まれますが、加齢とともに心身の状況が衰えるのは生理学的にやむを得ないものです。少しでもこれらの状況の軽減や改善に役立つことができるよう福祉用具の普及・啓発に向けて活動していきたいと思えます。今後とも国民のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



福祉用具・介護ロボットの開発及び普及に係る取り組み

公益財団法人テクノエイド協会
五島 清国

1. はじめに

(図1 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要)

障害者の自立を支援する機器については、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の活動と参加を促す観点から重要な役割を果たすものであり、当事者のニーズを的確に捉えた製品開発が求められております。

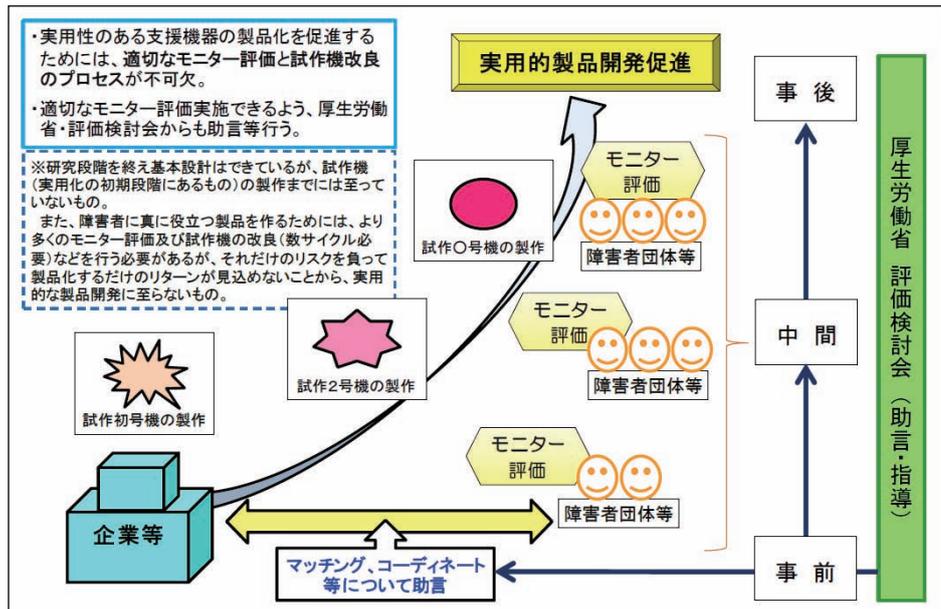
一方、高齢者介護の現場では、少子高齢化が進展する中、介護人材の確保や介護職員の腰痛、認知症高齢者や高齢単独世帯の増加など、在宅・施設を問わず多くの課題があります。

こうした背景のもと、平成25年6月、政府が掲げた日本再興戦略では、障害者や高齢者の自立を支援し、介護労働者の負担軽減を図ることができる実用性の高い介護ロボットの開発を加速させる「ロボット介護機器開発5ヵ年計画」を開始するとされました。

本稿では、現在、国等において取り組んでいる福祉用具・介護ロボットに関する施策の動向について紹介します。

2. 障害者自立支援機器等の開発促進について

厚生労働省では、平成22年度より障害者自立支援機器等の開発を促すため、障害当事者によるモニター評価等を義務付けた開発支援を行っています。(図1)

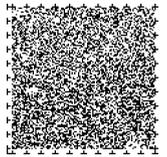


具体的には、下記の分野の機器を開発する取り組みに毎年助成をしています。

- ① 肢体障害者の日常生活支援機器
- ② 視覚障害者の日常生活支援機器
- ③ 聴覚障害者の日常生活支援機器
- ④ 盲ろう者の日常生活支援機器
- ⑤ 障害者のコミュニケーションを支援する機器
- ⑥ 障害者スポーツ用機器
- ⑦ 障害児の生活を豊かにするための支援機器
- ⑧ その他

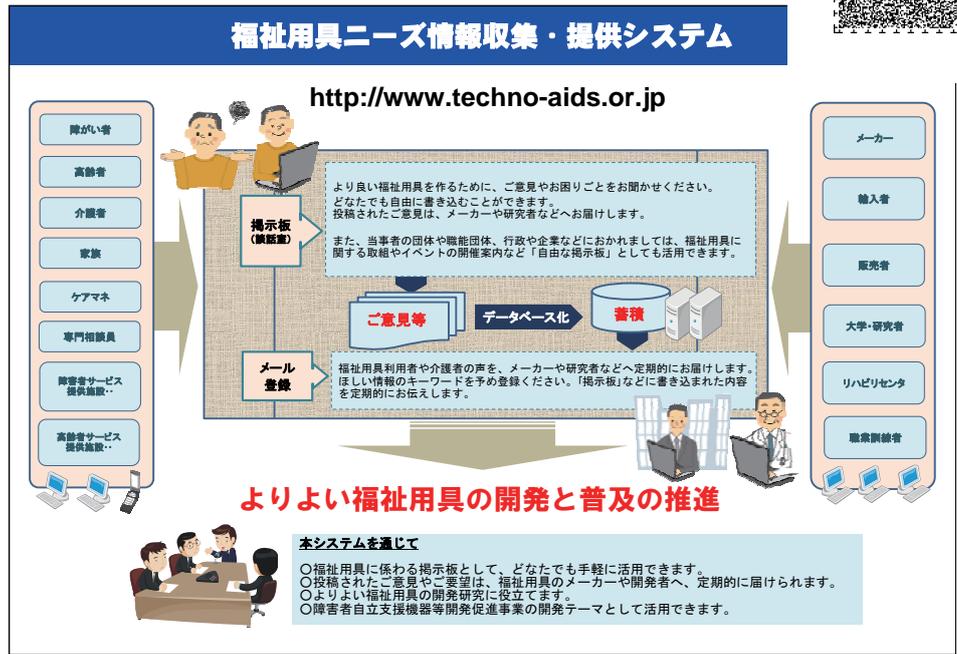
これまでに約70の企業が採択され、開発実用化に向けて取り組んでおります。採択された概要とその成果は、厚生労働省のホームページから閲覧できます。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071786.html>)



(図2 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要)

また、当協会では、本事業の開始に合わせ「福祉用具ニーズ情報収集・提供システム」を協会ホームページ上に立ち上げ、障害者や介護者等から寄せられたご意見・ご要望を本事業の開発テーマに反映していただいているところです。(図2) これまでに寄せられたご意見の詳細は、当協会HP から全て閲覧できます。



○ご意見等の投稿件数

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年度末時点の投稿件数	290	356	475	508	534

※但し、平成26年度は12月3日現在の状況

○提出者の属性(平成26年度)

単位：人

	利用者	利用者の家族	障害者団体	医療専門職	福祉専門職
ご意見等	223 41.8%	35 6.6%	6 1.1%	18 3.4%	125 23.4%

	開発事業者	流通事業者	行政	その他	不明	合計
ご意見等	37 6.9%	32 6.0%	5 0.9%	41 7.7%	12 2.2%	534 100.0%

※平成26年12月3日現在の状況

ニーズ提供者の属性は、利用者及び家族が258件(48.4%)と最も多く、次いで福祉専門職が125件(23.4%)です。

○要望等の内訳(平成26年度)

単位：人

	補装具	日常生活用具	その他用具等	要望外	合計
年度末時点の投稿件数	107 20.0%	180 33.7%	108 20.2%	139 26.0%	534 100.0%

※平成26年12月3日現在の状況

要望等の内訳では、日常生活用具が180件(33.7%)と最も多く、次いで補装具や日常生活用具の種目に属さない内容のものが108件(20.2%)ありました。

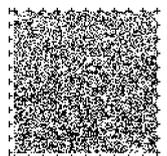
一方、補装具については、107件(20.0%)でした。

○要望等の内訳(種目別)(平成26年度) 単位：人

		ご意見	
補装具	義肢・装具	9	1.7%
	座位保持装置	1	0.2%
	盲人安全つえ	7	1.3%
	眼鏡	2	0.4%
	補聴器	8	1.5%
	車いす	43	8.1%
	電動車いす	11	2.1%
	歩行器	17	3.2%
	歩行補助つえ	5	0.9%
	重度障害者用意思伝達装置	4	0.7%
日常生活用具	介護・訓練支援用具	19	3.6%
	自立生活支援用具	70	13.1%
	在宅療養等支援用具	1	0.2%
	情報・意思疎通支援用具	74	13.9%
	排泄管理支援用具	13	2.4%
	居宅生活動作補助用具	3	0.6%
その他の用具等		110	20.6%
要望外		137	25.7%
合計		534	100.0%

※平成26年12月3日現在の状況

種目等の内訳では、補装具で「車いす」が43件(8.1%)と最も多く、日常生活用具では「情報・意思疎通支援用具」が74件(13.9%)及び、「自立生活支援用具」が70件(13.1%)でした。



3. シーズ・ニーズマッチング強化事業の実施について

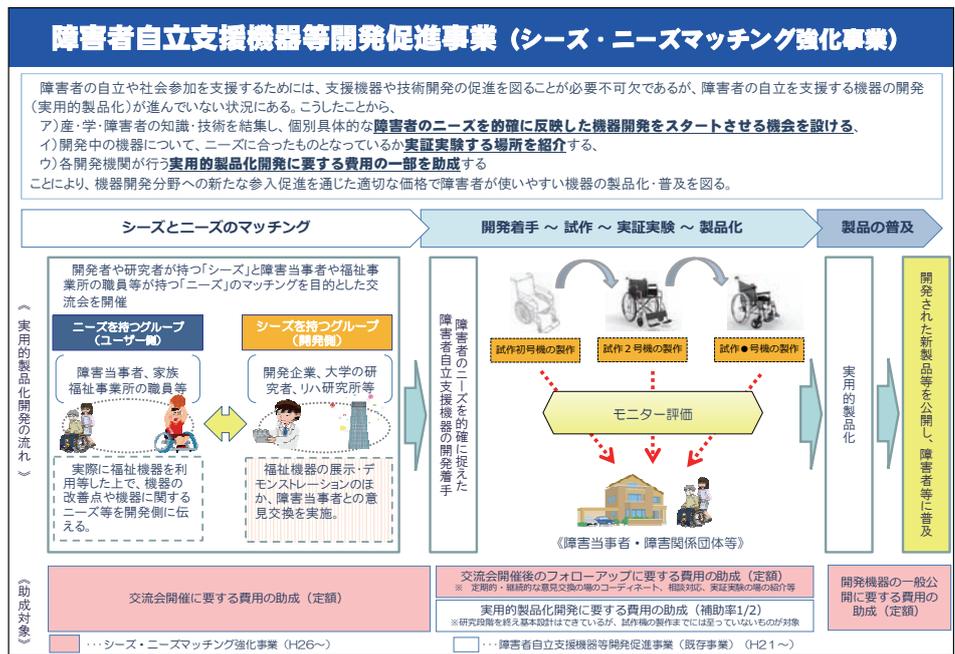
本事業は、平成26年9月に厚生労働省から各都道府県に通知されたものですが、民間企業や学術団体等の研究機関及び障害当事者の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映した機器開発をスタートさせる機会を設けるとともに、開発中の機器について、実証試験の場を紹介すること等により、機器開発分野への新たな企業の参入促進を通じた適切な価格で障害者が使いやすい機器の製品化・普及を図ることを目的としています。

具体的には、平成27年3月6日～7日、東京・有明にて、「シーズ・ニーズマッチング交流会（作る人と使う人の交流会）」を開催します。障害当事者の10団体、開発・改良を行う企業約63社、開発を支援する国及び政府系機関5団体が一堂に会し、また当日は多くの障害者や企業研究者の方にも来場いただき、使う人と作る人の交流を通じて、良質な支援機器の開発、さらにはこの分野への新規参入を促す取り組みを行います。本交流会は国立障害者リハビリテーションセンター研究所と連携して行うこととしており、同研究所が企画する「ニーズ&アイデアフォーラム（NIF）」や「支援機器活用拡大シ

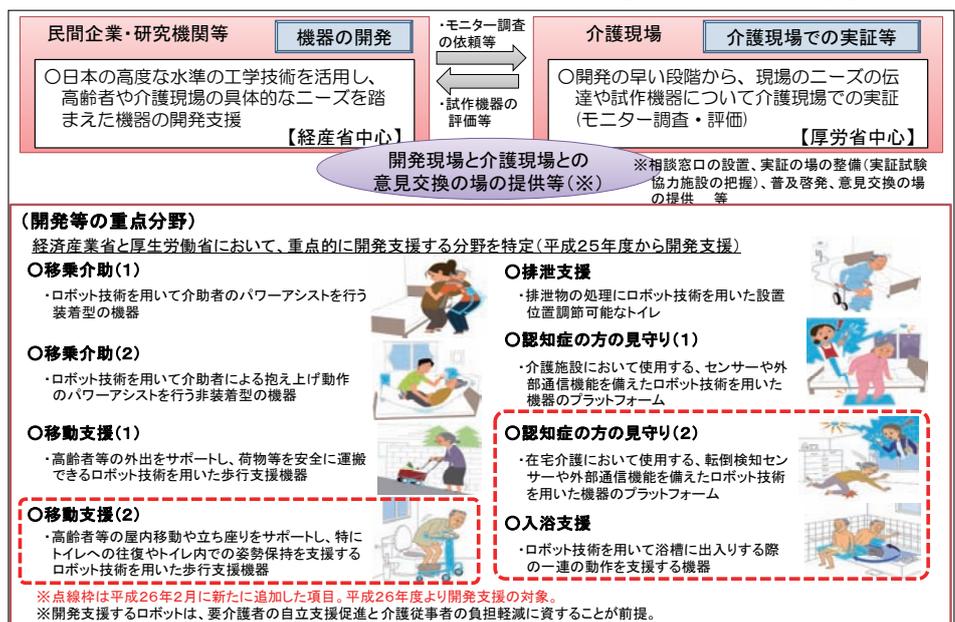
ポジウム「情報基盤構築で進めるイノベーション創出」も併催します。（図3）

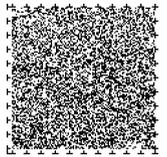
当協会では、本交流会を一つの契機に、厚生労働省や国立障害者リハビリテーションセンター研究所との協力・連携は勿論のこと、経済産業省の「新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」や総務省の「情報通信研究機構（NICT）」、文部科学省の「科学技術振興機構（JST）」等とも積極的に連携し、当事者ニーズを的確に捉えた製品開

（図3 支援機器を作る人と使う人の交流会）



（図4 当事者のニーズを捉えた製品開発・新規参入の推進）





発の推進、さらには開発早期の段階から当事者が参加する機器の開発支援を促していきたいと考えております。(図4)

援助を行うとともに、介護現場への導入に必要な環境整備として、安全性や性能、倫理の基準を検討しています。

4. 福祉用具・介護ロボットの実用化支援に関する取り組み

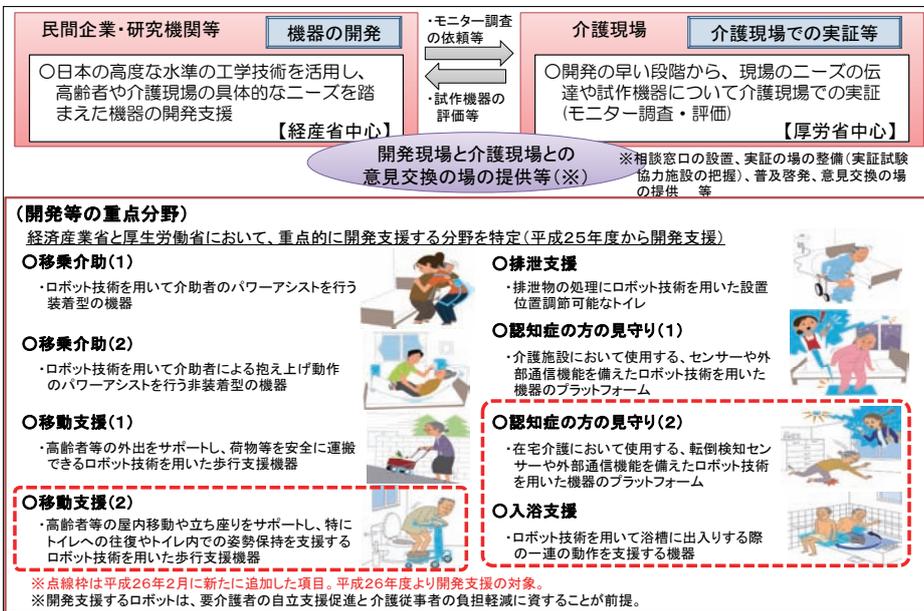
厚生労働省と経済産業省は、介護現場の課題を集約し、5分野8項目を重点分野として定め、ロボット介護機器の開発及び導入支援に関する取り組みを推進しています。(図5)

また、厚生労働省では、介護ロボットに関する相談窓口を設置し、開発早期の段階にある介護ロボット等に対するアドバイス支援事業を行い、実用化に近い機器については、メーカーと介護施設等をマッチングして円滑なモニター調査が行えるよう援助しています。

経済産業省では、主にロボット介護機器の開発

・アドバイス支援事業 21件

(図5:「福祉用具・介護ロボットに関する取り組みと重点分野」の概要)



(意見交換11件、専門職によるアドバイス10件)

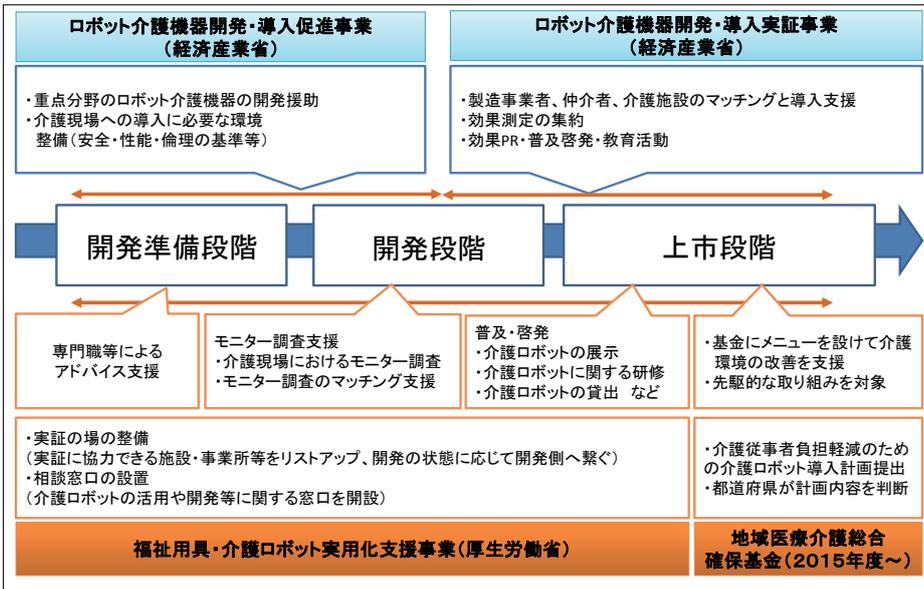
・モニター調査支援事業 18件

(一般公募8件、経済産業省事業9件)

(<http://www.techno-aids.or.jp/>)

この他、介護ロボットの普及・啓発を目的として、全国8ヶ所の介護実習・普及センターでは、介護ロボットの展示や研修、効果的に導入し活用するためのワークショップなども試行的に行っています。(図6)

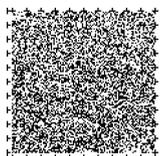
(図6: 介護ロボットの開発各段階において活用できる助成事業)

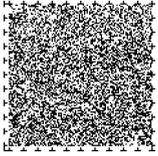


5. 経済産業省や総務省における福祉用具の開発支援について

経済産業省では、予てより新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)を通じて、福祉用具実用化開発に対する助成事業を行っていますが、平成27年度から

「課題解決型福祉





用具実用化開発支援事業」という名称に変更します。具体的には、製品開発を行う民間企業とユーザー評価を担う機関・個人が連携した開発・実用化を支援することになります。(図7)

(図7:「課題解決型福祉用具実用化開発支援事業」の概要)

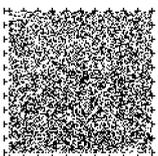


- ・ アクセシビリティに配慮したインフラを支える機械器具
- ・ 障害や多言語に対応したコミュニケーション支援機器
- ・ 障害等にかかわらず、より多くの人々が共に利用しやすい製品 等

また、総務省の独立行政法人情報通信研究機構（NICT）では、公募により「情報バリアフリー事業助成金（チャレンジ向け通信・放送役務提供・開発推進助成金）」の交付を行っております。

具体的には、誰もが等しく通信や放送のサービスを利用できる環境を整備するための機器の開発やサービスの提供を行う事業を助成金公募の対象としています。本助成では既存のサービスを障害のある方でも利用できるようにするための機能の追加、プログラムの変更、インターフェースの改良など、新たな機器やサービスの開発以外も助成の対象となっています。

(<http://barrierfree.nict.go.jp/nict/promote/index.html>)



6. その他、福祉用具・介護ロボットに関する取り組み

(1)「地域医療介護総合確保基金」による介護ロボットの導入支援

介護施設等が働きやすい職場環境を構築するため、先駆的な取り組みにより介護従事者が行う介護業務の負担軽減や効率化に資する介護ロボットの導入について支援を行うこととされました。

本事業の対象となる介護ロボットは、介護施設等での移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り支援、入浴支援において利用することで、業務の効率化や負担軽減

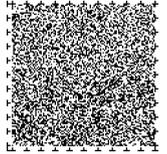
などの効果があるものとし、導入のための補助額は1機器につき10万円が予定されています。

本基金は都道府県が国に基金事業計画を提出して活用する仕組みになっています。

(2)「次世代医療・介護・健康ICT基盤高度化事業」の実施

総務省では、センサー技術を用いて高齢者等の健康・生活データを収集、人工知能を用いて高齢者等とコミュニケーションを行うこと等を通じた、見守りや認知症等の重症化予防へのロボットの活用可能性を検証するとしています。

参考：ロボット革命実現会議；
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/robot/>)



最新福祉機器の開発について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所
福祉機器開発部長 井上 剛伸

1. はじめに

最新福祉機器の開発は、ロボット一色という印象が強いのではないのでしょうか？この流れは、安倍内閣の日本再興戦略¹⁾に載っている“ロボット革命”なる怪しげな文言が大本となっています。いま、日本では、国を挙げて、ロボットをどうにかしようという施策が展開されているのです。

さて、福祉機器の分野に目を転じてみますと、実は日本には「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」²⁾という法律があり、国を挙げて取り組むことになっているのです。ただ、この法律、余り世の中で知られておらず、ちょっと寂しいような、切ないような、哀愁漂う法律と化しています。しかし、この法律には、障害のある方々の生活の向上に、福祉用具の果たす役割が大きいこと、そして、その研究開発・普及を促進することが示された、夢あふれる法律なのです。

昨年、日本が批准した国連障害者権利条約³⁾ (Convention on the rights of persons with disabilities) は、障害のある方々による人権と基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること、並びに、障害のある方々の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした国際条約です。この条約は、50条の条文からなるのですが、その中に、福祉機器に関連する用語が21箇所も出てくるのです。権利を謳う条約ですから、工学的な話しは余り出てこないだろうと思っていたのですが、福祉機器は生活のどの場面でも活用され、それを役立たせることで、障害のある方々

の人権に正の影響を与えることができるのです。すなわち、障害のある方々に配慮した社会に於いて、必要不可欠なモノであるということが示されているのです。

本稿では、以上のような背景をふまえ、最近の福祉機器の開発の動向について、概説したいと思います。

2. ロボット介護機器の開発

2011年度に、介護ロボットに関する経済産業省と厚生労働省の連携が本格的に始まりました。ここでの問題意識は、経済産業省側の技術開発と厚生労働省側の利用現場のミスマッチをどうにかして埋めようというものでした。これに基づいて、厚生労働省側は、テクノエイド協会の事業として、福祉用具・介護ロボット実用化支援事業を立ち上げています。ここでは、図1に示すように、相談窓口の設置や、実証の場の整備、モニター調査の実施、普及・啓発が掲げられています。経済産業省側では、ロボット介護機器開発・導入促進事業が立ち上がり、ロボットの開発のみならず、現場への導入まで含めたプロジェクトに補助をするとともに、そのための安全、性能、倫理等の基準を作成するという事で導入を促進する環境整備も進められています。もう一つ、ここでのポイントは、重点分野が設定され、実用場面に即したロボット介護機器の開発が進められた点です。当初は移乗介助（装着）、移乗介助（非装着）、移動支援（屋外）、排泄支援、認知症の方の見守り（施設）の5分野が設

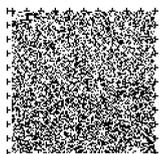


図1 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業の概要

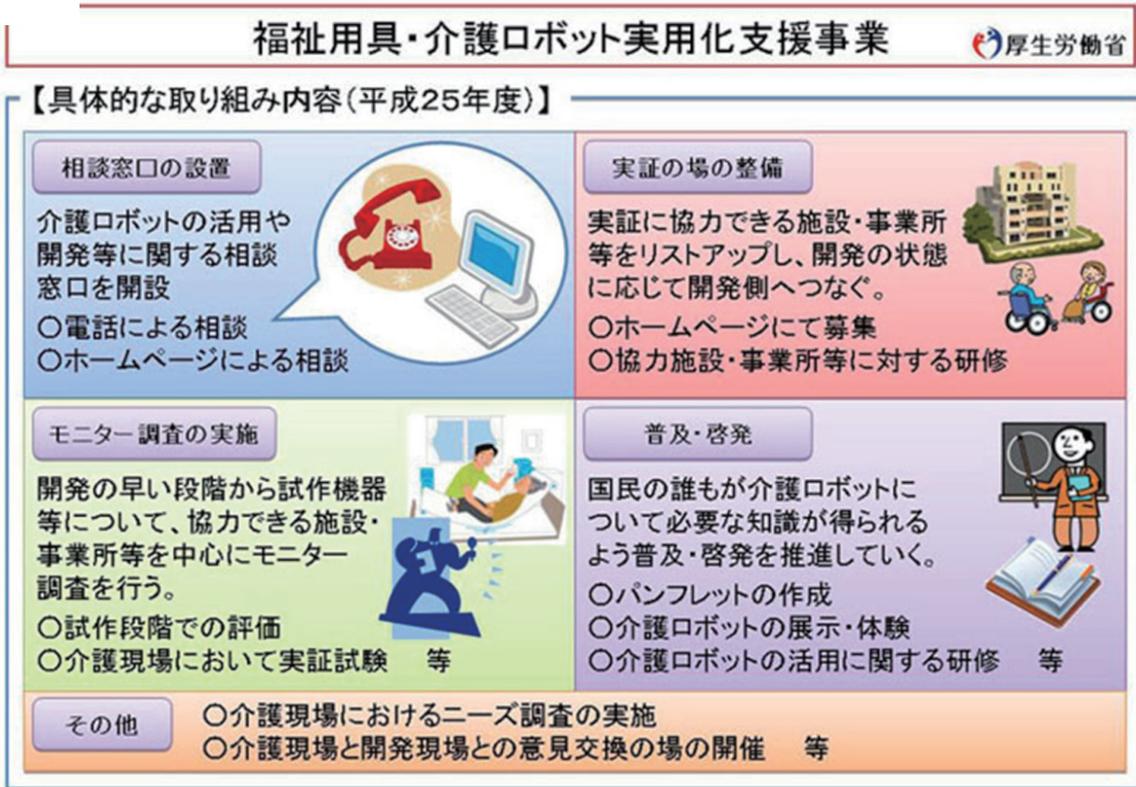
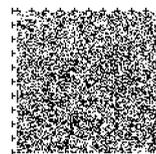


図2 ロボット技術の介護利用における重点分野





定され、2014年度から移動支援（屋内）、認知症の方の見守り（在宅）、入浴支援が加わり、現在8分野が設定されています（図2）。さらに、2013年度の末からは、ロボット介護推進プロジェクトがテクノエイド協会の事業として展開され、製造事業者と仲介者、介護施設とがチームを組み、大規模な導入実証が行われています。2014年度に開催された、本事業の展示説明会の出展企業一覧を図3に示します。

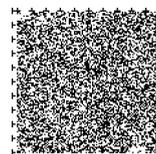
図2の重点領域、図3の出展ロボットを見てみ

ると、これがロボット？と思う方が多いかと思います。従来の人間型のロボットでは無く、ロボット技術を活かした実用的な機器開発が進められている点が重要なのです。これらのプロジェクトにより、利用現場のロボットに対する意識も変わっているように思います。開発サイドと利用サイドが良い連携を組むことで、真に役立つロボット開発が期待できる状況だと思えます。

図3 2014年度「ロボット介護機器」展示説明会出展企業一覧⁴⁾

補助対象「ロボット介護機器」展示説明会 出展企業一覧

重点分野	企業名	機器名称	出展機器画像	機器出展 プレゼン	プレゼン のみ
移乗(非装着)	アートプラン	自立支援型移乗介助 ロボット「愛移乗くん」		神戸会場	東京会場
移乗(非装着)	パナソニック プロダクションエンジニアリング	離床アシストベッド 「リシヨ-ネ」		全会場 (予定)	
移乗(非装着)	マッスル	ロボヘルパー SASUKE		全会場	
移乗(非装着)	安川電機	移乗アシスト装置		なし	全会場
移乗(装着)	イノフィス	介護用マッスルスーツ		全会場	
移動	カワムラサイクル	安全・安心に 外出をサポートする アシスト機能付き歩行車		神戸会場	
移動	船井電機	歩行アシストカート		全会場	
排泄	アム	水洗式ポータブルトイレ 流せるポータくん2号		全会場	
排泄	アム	水洗式ポータブルトイレ 流せるポータくん3号		全会場	



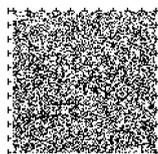
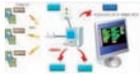


図3 2014年度「ロボット介護機器」展示説明会出展企業一覧⁴⁾ (続き)

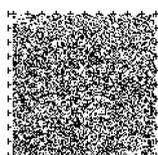
重点分野	企業名	機器名称	出展機器画像	機器出展 プレゼン	プレゼン のみ
排泄	TOTO九州販売	ベッドサイド水洗トイレ		福岡会場	
見守り	バイオシルバー	bio sync sensor "aams" (あんしん あんぜん みまもり システム)		全会場	
見守り	キング通信工業	シルエット見守りセンサ			
見守り	テクノスジャパン	見守り介護ロボット 「ケアロボ」		全会場	
見守り	アートデータ	体動(呼吸)検知マットによる 見守り通報装置		東京会場 神戸会場 札幌会場	福岡会場
見守り	ラムロック	ラムロックシステムmini		全会場	
見守り	スーパーリージョナル	楽チン見守り 「ラクミ〜マ」		神戸会場	
見守り	イデアクエスト	認知症患者用 非接触ベッド見守りシステム OWLSIGHT		全会場	
見守り	構造計画研究所	バイタルセンサを用いた 施設型見守りシステム		東京会場 神戸会場 札幌会場	福岡会場

3. 福祉機器開発への当事者参加

“Nothing about us, without us” 国連障害者権利条約の一説です。福祉機器の開発にも、当事者参加の波が押し寄せています。良く聞かれるのは、技術者が自分の思いで試作品まで作ってしまい、当事者や専門家のところを持って行って、“これじゃ、どうにもならないよ”というケースです。重要なのは、コンセプトを作る段階なのです。そこで、いかに当事者の参加を仰ぐかがポイントとなるのです。国立障害者リハビリテーションセンターでは、2010年度から排泄問題ワークショップ⁵⁾とい

う取り組みを進めています(図4)。もともと、最先端の技術を当事者参加で、福祉機器の領域にいち早く活用したい。そのために、当事者の方々と、ナノテックの専門家が一緒になって議論する場を設けようという、なんとも浅はかな考えからスタートしたものです。端的に言いますと、最初のワークショップは、全く議論がかみ合わず、ある意味失敗だったのではないかと思います。その教訓をふまえて、新たに始めたのが排泄問題ワークショップです。

ポイントは、徹底的な当事者による当事者中心の議論です。すなわち、技術を抜きにした議論か



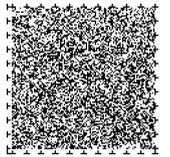
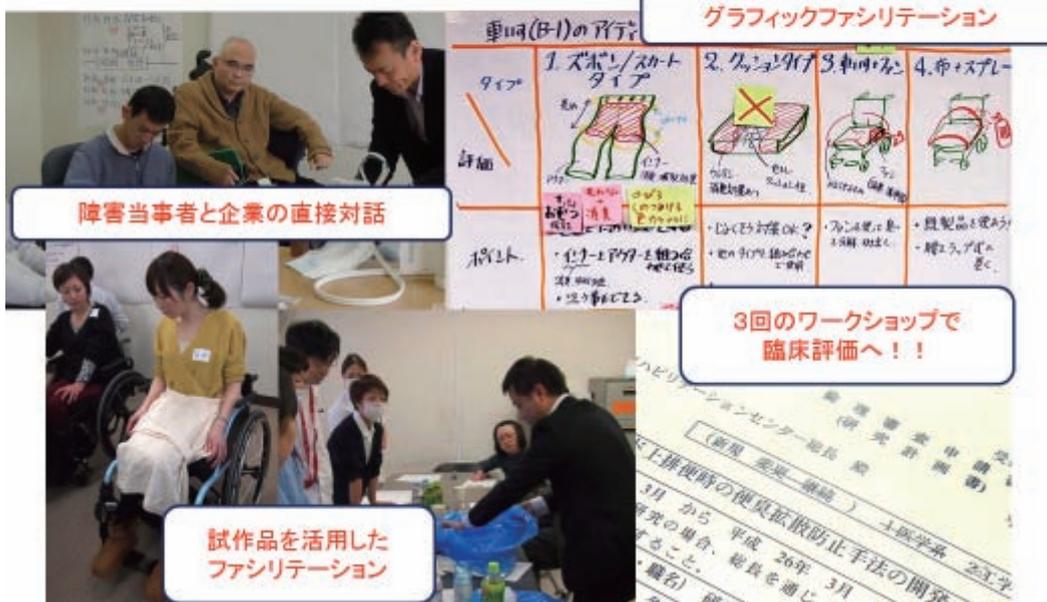


図4 排泄問題ワークショップ

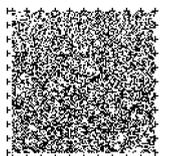


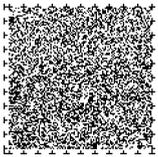
「排泄問題ワークショップ」での参加型開発



ら始めたのです。生活の中での困りごとをワークショップの場で、当事者同士が議論し、技術で一番解決して欲しい要求を絞り込む作業をしました。そこで、フォーカスしたのが排泄の問題です。”外出の時に漏らしちゃうんだよね”。それをどうにかしたいというニーズです。私も含めて、技術屋さんが出てきた汚物をどうにか処理しようと考えが

ちです。例えば、バキュームで吸い取るとか、センサーで検出してお知らせするとか。ところが、当事者の方々の議論は、”漏れるのは仕方が無いよねー”、”オムツとかしてれば、汚物はどうにかなるよねー”、”でも一番困るのは、においだよねー”。と言う具合に、展開していったのです。電車の中などで、





においが広まってしまうことに、一番の問題を感じていたのです。ここで、初めて技術の出番です。消臭ならいろいろな技術が転がっています。光触媒のような最先端の技術も、やっと視野に入ってくるのです。

このワークショップのひとつの成果では、上記のような議論から、試作、臨床評価、改良を経て、3年間で実用化に至った物があります。最低10年はかかるといわれている新規の福祉機器の開発では、異例の早さといえます。製品に関する詳しいことは、URL : http://excelsior-inc.com/products/yokalet_gel.html をご参照ください。

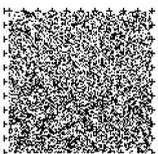
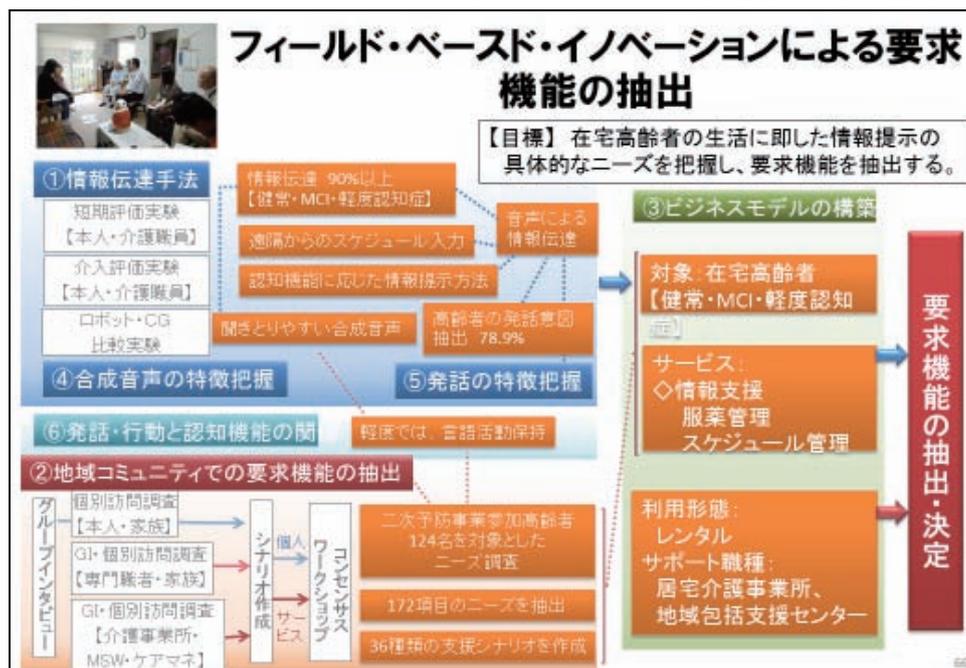
4. フィールド・ベースト・イノベーション^{6), 7)}

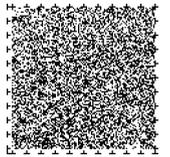
高齢者、特に、認知症といった、なかなか当事者からのニーズがとらえにくい方々を対象とした福祉機器の開発事例をご紹介します。科学技術振興機構の戦略的イノベーション創出推進プログラムの中で、国立障害者リハビリテーションセンター、日本電気株式会社、東京大学、産業技術総合研究所、株式会社生活科学運営、フランスベッド株式会社が共同で取り組んでいる「高齢者の記

憶と認知機能低下に対する生活支援ロボットシステムの開発」⁸⁾です。

このプロジェクトでは、情報ロボット技術を活用して、認知機能の低下した高齢者の生活を支援するシステムの開発を目指しています。具体的にはロボット等との会話により、日付やスケジュール等の、生活で重要となる情報をお伝えして、高齢者の自立した生活を支えようというものです。このプロジェクトでは、システムの利用者、利用に関わる関係者、そして利用現場を中心とした技術開発(フィールド・ベースト・イノベーション)を実践しています。図5にその概要を示します。大きく分けると、1)フィールドでのデータ収集からロボットシステムの機能を決定する、2)地域コミュニティによる調査・ワークショップから現場で求められる機能を抽出する、3)得られた情報からビジネスモデルを構築する、の3つのパートになります。1)では、高齢者とロボットの対話実験から聞き取りやすい合成音声や音声認識の手法の開発、ケアの専門職が実践している高齢者との対話のノウハウから情報提示の手法の構築などを行いました。2)では、I市の介護予防事業に参加する高齢者124名へのグループインタビュー、専門職

図5 フィールド・ベースト・イノベーションによる要求器の抽出





や家族への聞き取り調査、高齢者・家族・専門職・技術者が一同に会したデザインワークショップを行い、172項目のニーズ項目、36の支援シナリオを抽出しました。3)では、得られたデータと製造、販売、導入など、多岐にわたる項目を考慮し、ビジネスモデルを構築しました。これらのプロセスにより、システムの要求機能を決定しています。決定したシステムのコンセプトを図6に示します。

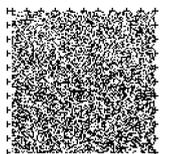
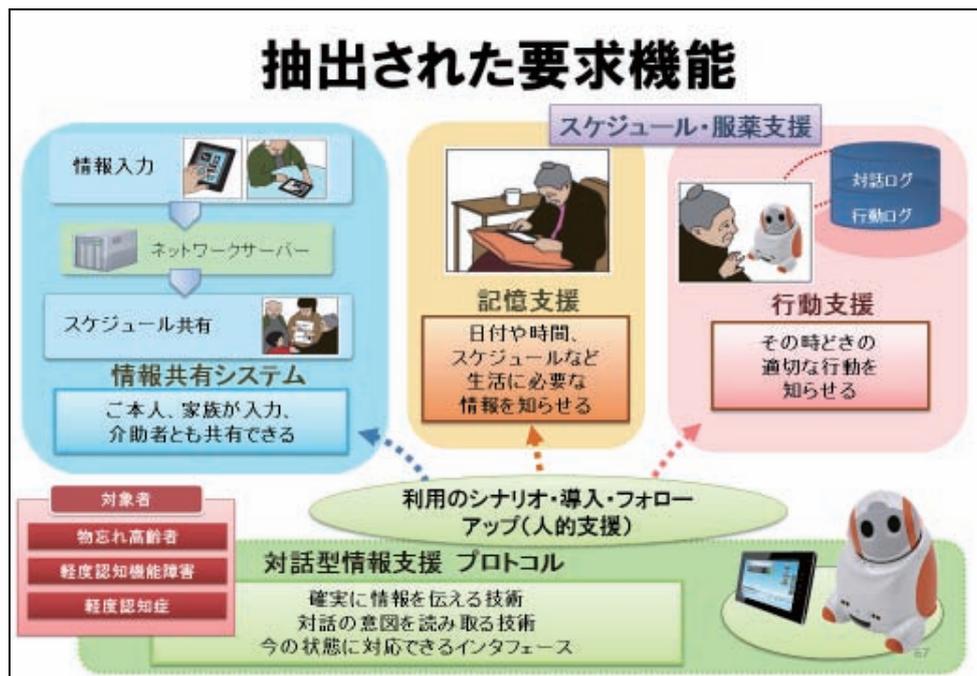
5. おわりに

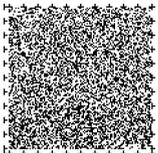
福祉機器の開発は、最低限のことは実現するための開発から、よりきめ細かいニーズに応える開発へと、大きな転換期をむかえています。”より良い生活のために、こうありたい。”改めて、当事者の方々の声が必要になっています。近年、”当事者からは良いニーズが得られないので、よく知っている専門職に話を聞いた方がよい。”という声を耳にします。もちろん、どちらの声も重要です。ただ、潜在的な”こうありたい”をしっかりととらえ、自立と社会参加を支える機器開発が求められる時代にきています。福祉機器の真価が問われています。

参考文献

- 1) 「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—, 2014-6-24.
- 2) 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律, 1993-5-6.
- 3) 障害者の権利に関する条約
- 4) 補助対象「ロボット介護機器」展示説明会出展企業一覧, テクノエイド協会, <http://www.techno-aids.or.jp/robocare/companies.pdf>
- 5) 排泄問題ワークショップ2013, http://www.rehab.go.jp/ri/kaihatsu/haisetsu_ws_2013/top.html
- 6) 井上剛伸 編著, ヒトの運動機能と移動のための次世代技術開発 —使用者に寄り添う支援機器の普及へ向けて—, エヌ・ティー・エス, 2014-2-10, ISBN978-4-86043-402-1.
- 7) Takenobu Inoue, Misato Nihei, Takuya Narita, Minoru Onoda, Rina Ishiwata, Ikuko Mamiya, Motoki Shino, Hiroaki Kojima, Shinichi Ohnaka, Yoshihiro Fujita, Minoru Kamata, Field-based development of an information support robot for persons with dementia, *Technology and Disability*, 2012, 24, pp. 263-271.
- 8) 大切な情報を知らせてくれるロボット, http://www.rehab.go.jp/ri/kaihatsu/papero_html/index.html

図6 現場から得られたロボットシステムの要求機能





人工物が拓くスポーツの可能性 ～協働的ネットワークとしてのスポーツ～

徳山大学

准教授 渡 正

1. はじめに

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まり、日本においても、障害者スポーツが注目されることが増えてきました。それ自体は喜ばしいことかもしれませんが。これまで障害者スポーツが「スポーツ」としてとりあげられることは稀でしたし、厳しい練習を経てパラリンピックに出場しているアスリートをスポーツの文脈で適切に評価することは必要なことでしょう。しかし、そもそも障害者スポーツをどのようなものとして捉えるべきか、という点について、私たちは考えてきたことがあったでしょうか。

もちろん障害者スポーツは、それ自体が端的に面白いものです。プレイヤーの躍動する身体は、その個人の障害（インペアメント）や義足等の人工物によってより強調されることがあり、私たちはそこに魅了されることも多くあります。さまざまな点で、障害者スポーツは非常に刺激的なものですが、その源泉はこのスポーツの存在そのものにあると思います。

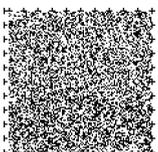
障害者スポーツのプレイヤーの身体は、SF的世界で見られるような人工物とヒトが融合した姿に思ってしまう事があります。こうした感覚には、障害者スポーツを考える際のヒントが隠されているように思います。ここで描きたいのは、そうした人工物とスポーツの関係が、これまでの（障害者）スポーツの見方をどのようにかえていくのか、ということです。

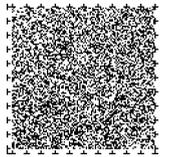
2. 近代スポーツの思想

いま、私たちが慣れ親しんでいる

多くのスポーツは、近代のイギリスで発明されたもので、「近代スポーツ」と呼ばれます。その特徴は、人工的な環境やその影響と、人間のもつ「からだ」を切り離すことにあります。その切り離しによって、人工物によらない主体としての人間による競争が成立します。つまり、人間以外の条件（ルールや環境）を同じにすることで、試合の結果生じる差異を人間そのものの能力・技術の違いとして取り出しているのです。ですから、近代スポーツでは、人間の「からだ」の自然性を重視し、その能力を計測することが期待されているといえるでしょう。

このような近代スポーツの思想が浮き彫りになったのが、オスカー・ピストリウス選手が、パラリンピックではなく、オリンピックに出場しようとした際の出来事です。これは日本でも注目されていたので覚えている人もいるかもしれません。ピストリウスは、2005年ころから障害者スポーツの大会ではなく、国際陸上競技連盟（以下、IAAF）の主催する大会に出場するようになっていました。そこで彼は、大阪での世界陸上や2008年の北京オリンピックへの出場をIAAFに求めます。しかし、IAAFは彼の義足を「競技力向上を手助けする人工装置」を禁じた規則144.2(e)に抵触するとみなして出場を認めませんでした（この規則自体、ピストリウスが一般の大会で好成績を収めたあとに制定されました）。この決定を不服としたピストリウスはスポーツ仲裁裁判所（以下、CAS）へ提訴したのです。CASは、義足を使用することによるアドバンテージは確実なものとは言えないということで、IAAFの決定を無効とします。





このピストリウスの件で問題となったのは、結局のところ、義足や車椅子などの外部装置や他者の助力を得てスポーツをすることの是非であり、「からだ」と「スポーツ」の関係だったといえます。ピストリウスが健常者に混じって走った時には、「自分の力で走っていない」から「卑怯だ」という意見がインターネット上では散見されました。なぜ、義足や車椅子などの人工物を使用してスポーツをすることは、このような感覚をもたらしてしまうのでしょうか。もし、何らかの人工物を用いてプレイすることが、「あたりまえ」からの逸脱として劣位に置かれてしまうならば、多くの障害のあるアスリートにとって非常に切実な問題です。

3. 協働的ネットワークとしてのスポーツ

障害者スポーツを含めたスポーツ一般は、人工物との関わり方において大きく2つに分類することができます。人工物がスポーツと外在的に関わる場合と、内在的に関わる場合です。

外在的に関わるというのは、人工物の存在やその変化が当該スポーツにとって根本的な変化をもたらすものではないことを指します。一方、内在的に関わるというのは、人工物の存在が当該スポーツを構成する不可欠な要素であり、その変化が当該スポーツにとって根本的な変化をもたらす場合をいいます。障害者スポーツと人工物との関わりは、内在的なものになっています。義足や車椅子はもちろん、視覚障害者マラソンの伴走者も外部的な装置という意味では人工物であり、それらを用いる種目は人工物の存在や変化に多大な影響を受けることになるからです。

これらのことから障害者スポーツのアスリートが直面する問題が想像できるのではないのでしょうか。先ほど述べたとおり近代スポーツは、それぞれの選手の「自然のからだ」以外の部分をフェアにすることで、競争を成立させます。そのため、外部装置＝人工物を装着したからだは、「自然なからだ」という理想から外れたものとして、劣ったもの・無力なものとしてされてしまいます。ピストリウスを「卑怯」だとする感覚は、この近代スポー

ツの思想から生まれているのです。

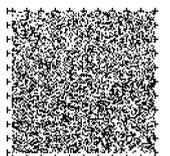
しかしながら、人工物とスポーツの関わりが内在的であることは、障害者スポーツにのみ特徴的なことではありません。たとえば、ゴルフでは、クラブやボールの進化は選手のパフォーマンスに大きな影響を与えてきましたし、棒高跳びもグラスファイバー製のボールの出現がそれまでの記録や技術を一新してしまいました。つまり、障害者スポーツが近代スポーツ一般とは異なるものだから、近代スポーツに新たな可能性を指し示しているわけではないのです。スポーツと人工物の関係から見えてくる新たな可能性は、そもそも近代スポーツ自体が持ち合わせている可能性でもあります。障害者スポーツはそれを端的に示してくれるものだといってよいでしょう。

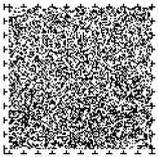
そこで、人工物と人間の関係を対立したり切り離したりして考えるのではなく、スポーツ自体がそれらの協働的なネットワークによって成り立っているというように考えていく必要があるのではないのでしょうか。障害者スポーツはそれが象徴的に現れている事象であると考えられます。モノとヒトとの協働関係が重要な構成要素となっている現象として障害者スポーツを描くことは、これまでの近代スポーツの現実を捉え直し、障害者スポーツの持つ想像力を強化することになると思います。

4. 近代スポーツの拘束力

テクノロジーが私たちの生をある程度規定し、そうしたものの配置のなかで生きていることは、私たちの日常生活においてはいまや「あたりまえ」のことだと思えます。ですが、スポーツを基準に考えてしまうと、そうした感覚がなぜか反転してしまうことがよくあります。人工物とヒトとのネットワークという視点から、いとも簡単に、人工的な環境やその影響と、人間のもつ「からだ」を切り離し、人工物によらない主体としての人間による競争という夢をみってしまうのです。

現代社会ではそんなものはありえ





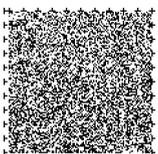
ません。けれども、なぜかことスポーツに関してみると、私たちはこうした視点を忘れてしまいがちです。その例として、もう一度オスカー・ピストリウスをとりあげましょう。ヒトと人工物の協働的ネットワークとしてのスポーツを体現していた彼でさえ、近代スポーツの磁場から逃れてはいなかったことがわかります。

ロンドン・パラリンピック200m 決勝で、ピストリウスは最初の100m でトップにたち最後の直線を迎えます。これまでならばそのまま独走状態に入っていましたがこの時は違いました。残り50m あたりからブラジルのアラン・オリベイラ選手が猛然と追い上げ、ピストリウスはゴール手前で追いぬかれ銀メダルに終わります。ピストリウスはその後、優勝したオリベイラの義足が長すぎると抗議したのです。IPC 側は問題ないとしたものの、ピストリウスは「競技用義足をつけるとはるかに身長が高くなる人がいる。種目の違いや予選と決勝などで義足を使い分けるのはおかしい」と述べたといます。

ピストリウスの発した疑問は、近代スポーツの思想の枠内にあります。それによって障害者スポーツの可能性を閉ざしてしまってもいます。そもそも、ピストリウスが一躍注目を集めたのは、健常者と障害者というあたりまえとされた境界をスポーツによって踏み越えたからだはずです。また、彼が義足という人工物を携えて登場したことは、人間の「自然なからだ」についての「あたりまえ」にくさびを打ち込むものでした。

彼は、スポーツにおいて、人工物とヒトは対立するものではなく、あるいはヒトが人工物を統制するのではなく、協働的なネットワークとしてあることを教えてくれたはずです。もちろんこれはピストリウス以外の選手にも当てはまります。200m で優勝したオリベイラのピストリウスとは異なる回転の速い走りや、100m (T44) で優勝したジョニー・ピーコック（イギリス）の力強い走りからは、いずれも人工物とヒトとの美しい協働が見て取れるでしょう。

ピストリウスもかつてパラリン



ピックで優勝した際に、そしてパラリンピックとオリンピックを越境した際に、「あの義足は反則だ」といわれていました。それに対して、より機能的で美しい「ヒトと人工物の協働」をつくりあげることで、それによって人間にとっての「自然なからだ」という常識を問題にすることで状況を変革してきたといえます。

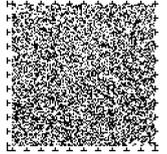
5. おわりに

障害者スポーツが近代スポーツを超えて指し示す可能性は、環境条件その他の人工物の統制されたなかでの、人間主体による競争というあり方を変えていく点にありそうです。そういう意味では、一定の条件下で「種目の違いや予選と決勝などで義足を使い分ける」のは、おかしいことではないかもしれません。人工物とヒトとの協働的ネットワークとしてのスポーツが障害者スポーツなら、むしろあってしかるべきことでしょう。そうなれば、天候や風、スタジアムの状況やプレイするサーフェスの状況をも含め、使用している義足や車椅子など人工物とヒトが一体となった競争としてスポーツを楽しむことができます。

テクノロジーが今後も進展し私たちの日常を取り巻いたとき、オリンピックに代表される近代スポーツの理想はいつか破綻するかもしれません。あるいはありもしない「自然な身体」の幻想を追い求める懐古的な趣向の一つとして生き残るのでしょうか。そのときスポーツの中心にあるのは、私たちが現在「障害者スポーツ」と呼ぶ現象ではないでしょうか。人工物とヒトとのネットワークとしてのスポーツです。テクノロジーの進展はますます障害者スポーツを、物議を醸すものにしていくでしょう。しかし、だからこそ障害者スポーツは刺激的なのだといえるのではないのでしょうか。

付記

この文章は、筆者が『現代スポーツ評論』29号に寄稿した「テクノロジーの進展とスポーツ」を改題し、再構成・加筆修正をしたものです。



社会保険 Q&A

(問) 新聞で年金抑制と報じられています。平成27年度の年金額はどうなりますか。

(答) 厚生労働省は、1月末に平成27年度の年金額改定について、発表しました。

それによると、平成27年度の年金額は、平成26年度の特例水準の年金額との比較では、特例水準の段階的な解消やマクロ経済スライドによる調整と合わせて、基本的には、0.9%の引上げとなります。

平成27年度新規受給者(67歳以下の方)の年金額の例

(月額・単位:円)

	平成26年度	平成27年度
国民年金(老齢基礎年金) (満額:1人分)	64,400	65,008 (+608)
厚生年金(夫婦2人分の 老齢基礎年金を含む標準 的な年金額)	219,066	221,507 (+2,441)

(注) 1 平成26年度の基礎年金(厚生年金に含まれている夫婦2人分の基礎年金を含む。)は、特例水準の額であり、本来水準よりも0.5%高い水準となっています。

2 平成27年度は、特例水準が解消した後の本来水準の年金額となっているため、26年度の特例水準の年金額からの改定率は、基礎年金は0.9%となっています。

また、厚生年金(報酬比例部分)は、27年度の新規受給者(67歳以下の方)では、改定率は1.4%となっています。

なお、実際に引き上げとなる額については、端数処理などの理由により、改定率による相当する額と完全に一致するものではありません。

3 厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与を含む月額換算)42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準で、本来水準の計算式により算出しています。

年金受給者の受取額が変わるのは、4月分と5月分が支払われる6月からとなります。

1. 平成27年度年金額改定に係る各指標

詳しくは、説明しませんが、改定に当たり算出された指標は、次のとおりです。

名目手取り賃金変動率	2.3%
物価変動率	2.7%
マクロ経済スライドによる「スライド調整率」	▲0.9%

2. 「マクロ経済スライド」とは、平成16年の年金制度改正で導入された、賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みです。

現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて「スライド調整率」が設定され、その分を賃金や物価の変動により算出される改定率から控除するものです。

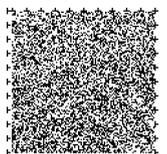
3. 年金額改定のルール

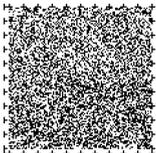
年金額は、現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっています。

新規に受給する年金額は、名目手取り賃金変動率によって改定し、受給中の年金額は、購買力を維持する観点から物価変動率によって改定することになっています。

急速な少子高齢化のなかで年金制度を維持し、将来世代の年金を確保するための仕組みとして、年金の給付水準が物価や賃金の伸びに追いつかず、実質的に目減りしていく、そんな年金抑制が始まったといえます。

(回答: 社会保険労務士 高橋 利夫)





当たり前前の生活を当たり前前に Re-create ～自律した『地域生活』へのチャレンジ!～

日本福祉大学福祉経営学部教授&社会福祉法人睦月会理事長

綿 祐二

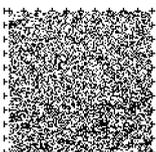
レクリエーションは、元来、『日常生活の再創造』という意味合いがあり、特に福祉領域では日常生活全般の再創造、日常生活のデザインが必要であると考えます。

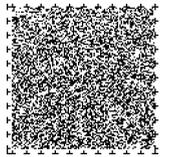
日常生活は、衣食住を含む『基礎生活』、就労や教育、地域活動への社会参加などの『社会生活』、旅行や運動など嗜好や自由意思に従った『余暇生活』で構成されています。つまり、24時間全体の中でレクリエーションを考えていくことが大切です。障害者の生活は、これまで多くの劣等処遇の中での生活実態があり、当たり前前の生活が当たり前に行えない現状がありました。ニィリエ (Nirje, Bengt) は、1969年にノーマライゼーションの原理に基づいて『当たり前前の日常生活』の8つの原理を整理しました。1) 起床、衣服着脱、食事、就寝等の一日のリズム、2) 異なる環境での家庭生活、余暇等を楽しむ一週間のリズム、3) 休暇への参加を含む一年のリズム、4) 幼児期、青年期、成人期、老年期におけるライフスタイルの保障、5) 自己尊厳と自己決定権の保障、6) 結婚する権利も含め、異性との交際等の保障、7) 労働における差別、偏見を除去し、公平な賃金保障、8) 学校や施設(地域)における一般的な基準に基づく標準的な環境保障です。

この当たり前前の日常生活の再創造(Re-create)の取組みを紹介します。

NPO法人CottonDreamの『社会生活』の2つのRe-createへの挑戦です。社会生活は、学校へ行ったり、仕事に行ったり、地域の構成員として役割を果たした

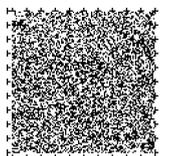
りすることです。障害者にとって「はたらく」にはさまざまな意味があります。もちろん、給与を得る(工賃をあげる)ことも大きな意味を持ちます。しかし、まだまだ、工賃は決して満足はいく環境ではありません。さらに工賃だけでなく「はたらく」意味は、人間関係の形成、生きがい、社会参加の契機、自己の肯定感や達成感、社会の中の役割など多様な価値があります。NPO法人Cotton Dreamは、地域で暮らす5人の特別支援学級に通う最重度の肢体不自由児や重症心身障害児たちがそれらの夢に向かってチャレンジをしました。CottonDreamの仕事は、クリーニングです。このクリーニングは、サッカーのプロリーグ、Jリーグの公式ユニホームを洗濯しています。ほんの小さなきっかけで洗濯する機会を得ました。「本当に重度の肢体不自由の彼らにできるのか」と周囲は多くの不安を抱えました。しかし、これは仕事です。どうすればできるかを考えるのです。これまで、障害者が働くということは、「障害者に合わせて」「障害者ができること」に仕事を求めてきました。本来、この考え方が当たり前ではないのです。「仕事に障害者が合わせる」のです。様々なアイデアによって、不可能を可能にしていく、例えば、ユニホームをたたむ補助具があればたためる(次頁左段写真参照)、同じ背番号の衣類をまとめるなどできるためには何をするのか、そして仕事のストレス耐性をみながら、個々の仲間が多少きつなくても仕事に合わせていくという当たり前さによって実現できました。仕事ですから…。

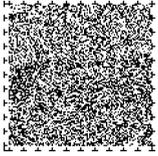




時として、Jリーガーたちも声をかけてくれる（右段写真参照）、休みの日に「グラウンド」に遊びに行ける、自分が洗ったユニホームがTVの中で躍動している。まさに社会参加の瞬間です。そして、自分が洗ったユニホームが勝利を呼び込む、スポーツを実践できなくても、スポーツに大きな貢献ができる、関わられるのです。まさにスポーツ参与（Sports involvement）の考え方が大切なのです。

もう一つは、地域生活の確立です。重度の肢体不自由者や医療的ケアを有する重症心身障害者にとって、地域で暮らすのは大きなバリアがたくさんあります。2011年障害者基本法改正で『共生社会の実現』の言葉が入りました。さらに、障害者総合支援法の基本理念も地域での生活を目指しています。福祉は公助から共助、自助の時代に変遷したのです。しかしながら、地域で生きていくためには、



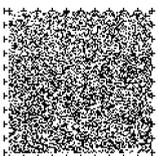


地域の理解も必要になってきます。当然、反対運動なども当たり前にあります。障害者差別解消法や権利条約批准があっても、なかなか浸透しません。

それでも『地域で生きていく』。仲間たちは、生涯のライフスタイルや変化する障害者施策の学習会を重ねて、家族との共依存からの脱皮、どんな障害があっても生活できる『地域包括カスタマイズ型グループホーム』の立ち上げを西東京市で行いました。

これまで措置制度のもと暮らしていたため、将来の見通しが持てないまま、いつか国が何とかしてくれるという漠然としたイメージから『自分たちで暮らすのだから、自分たちで家を建てる』という、この当たり前さを忘れてしまうことがあります。

このカスタマイズ型グループホームは、どんな障害にでも対応できるようにすべての住環境を個々の状態像に合わせてカスタマイズしていくというものです。例えば、音が苦手な人であれば「完全防音の部屋」、多動で暴れてしまう人であれば「どこを叩いても壊れない壁」、発作がある人は「部屋にモニターカメラの設置」などすべて個々にカスタマイズしていきました。各個室も全て、自由にレイアウトもしました。



その人らしい暮らしとは、自由さであると考えます。ひとりひとりが自分のライフスタイルを確立していくことが大切です。このホームは、すべての部屋の壁の色、素材、仕様が全く違います。

地域で生きていく以上、地域との連携は非常に重要になります。このホームでは、地域の障害者就労施設のパン屋さんから、毎日焼きたての朝食のパンが届きます。地域協働でお互いが生きていくのです。このホームは、自分たちでお金を出し合って建てたものです。

『地域で生きていく』という権利は当たり前にあります。しかし、そこには責任と義務も同時に発生しています。権利の主張だけではなく、ゴミ捨て、地域清掃など地域構成員として役割を果たしていかなければなりません。

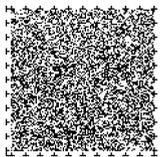
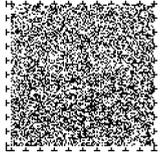
障害者自立は、障害者自律へと変わっていかなければならないと感じています。

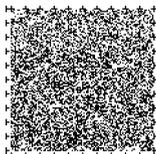
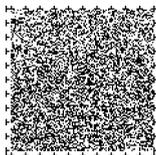


平成27年度 全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)

研修会概要

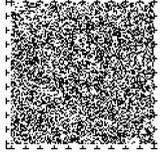
研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害児・者とのコミュニケーション技術研修会	障害者が自らの意志により、望む生活をしていくためには、支援者等との円滑なコミュニケーションは欠かせない。「コミュニケーションのスキル」は、あらゆる支援場面において「利用者の意向に添った支援」を実現させるための根本を成すものである。 そこで、障害者とのコミュニケーションに関する理論や技術を研修することにより、利用者との円滑なコミュニケーションの確立を目的とする。	各障害福祉サービス事業所の職員、その他障害者福祉に関わる者。	3月12日(土) ～3月13日(日) ※仮日程 平成27年6月頃決定	2日	70名	
障害者地域生活支援従事者研修会	障害者が地域において、自らのニーズに基づき、保健、医療、福祉等各種サービスから必要なサービスを選択し、尊厳をもって、その人らしく安心して生活を送れるよう支援することが重要である。 そこで、地域生活支援業務に必要な知識及び技術について研修し、関係職員の資質の向上並びに地域生活支援体制の円滑な運営の確保を図ることを目的とする。	市町村、障害者福祉センター、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所及びその他関係機関等において障害者の地域生活支援業務に携わる者。	<第1回> 7月21日(火) ～7月24日(金) <第2回> 11月17日(火) ～11月20日(金)	4日 4日	100名 100名	
『個別支援計画』作成および運用に関する研修会	個別支援計画に対する考え方、手法などを検討し、より利用者に寄り添った個別支援計画が作成され、利用者の個性に合わせた計画が作成されることにより、豊かな日常生活を送ることができるようになることを目的とする。	各事業所の個別支援計画作成担当者及びサービス管理責任者、また、現在個別支援計画の作成および運用に関わっている者。	<第1回> 9月26日(土) ～9月27日(日) <第2回> 1月23日(土) ～1月24日(日) <第3回> 3月5日(土) ～3月6日(日)	2日 2日 2日	70名 70名 70名	
障害者施設職員研修会	障害者施設等の新任職員に対し、施設の一員として活躍できるよう必要な知識等について研修し、施設運営等の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等に現に従事している新任職員(異動による新任を含む)。	6月10日(水) ～6月12日(金)	3日	70名	
機能訓練・健康管理担当者研修会	障害者施設等の機能訓練担当者及び健康管理担当者に対し必要な知識、技術等について研修し、障害者支援サービスの向上と施設運営の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等において機能訓練、健康管理等を担当する者。	10月14日(水) ～10月16日(金)	3日	70名	





研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者福祉センター等職員研修会	身体障害者福祉センター等の施設長及び幹部職員に対し、国の障害者福祉行政等新しい情報を提供するとともに地域の障害者生活支援および施設経営等の知識について研修し、施設運営の充実、強化を図ることを目的とする。	身体障害者福祉センター（A型、B型）及び従来障害者デイサービス事業を実施していた障害者自立支援法に基づく生活介護事業所、地域活動支援センター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。 （開催地：新潟県新潟市）	10月1日（木） ～10月2日（金）	2日	50名	
障害者サービスコーディネーション研修会	障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。	身体障害者福祉センター（A型、B型）及び従来障害者デイサービス事業を実施していた障害者自立支援法に基づく生活介護事業所、地域活動支援センター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。	2月18日（木） ～2月19日（金）	2日	50名	
障害者サービスコーディネーション研修会	障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務所、相談支援事業所、社会福祉協議会、保健所、障害者施設等に所属し、地域において障害者福祉に携わる者。	<ベーションックコース> 6月30日（火） ～7月3日（金）	4日	100名	
障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会	地域生活支援業務に携わる者に対してより実践的な研修を実施し、地域で中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	地域生活支援業務に携わる者で、リーダーをを目指す者（現在、リーダーとして活躍中の者を含む）	<アドバンストコース> 12月4日（金） ～12月6日（日）	3日	50名	
障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会	障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修し、障害者が潤いある豊かな生活を送れるように支援することのできる豊かな人材を養成することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。	障害者施設等において障害者のレクリエーション支援に携わる者。	<第1回> 8月28日（金） ～8月30日（日） <第2回> 1月15日（金） ～1月17日（日）	3日 3日	50名 50名	
障害者スポーツ指導員養成研修会【学生対象】	障害者の適性に応じた運動競技種目及び身体運動の実施方法並びにリハビリテーションとの関連性等について研修を行い、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の養成を図ることにより、障害者スポーツの推進に寄与することを目的とする。	日本社会福祉教育学校連盟加盟校及び教育学系・体育学系の学生で社会福祉を専攻し、かつ障害者のスポーツ・レクリエーション活動に興味があり、今後の障害者スポーツ活動の振興に貢献する意欲のある者。	8月17日（月） ～8月20日（木）	4日	100名	修了者は（公財）日本障がい者スポーツ協会公認「初級スポーツ指導員」の資格取得を申請することができる。

※ 上記の研修会概要は都合により変更することがあります。



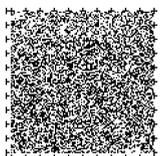
平成27年度 全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ) 研修会 日程表

	平成27年				平成28年							
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
障害児・者とのコミュニケーション技術研修会												12~13 土日 ※仮日程 平成27年6月 頃決定
障害者地域生活支援従事者研修会		① 21~24 火金		② 17~20 火金								
『個別支援計画』作成および運用に関する研修会				① 26~27 土日						② 23~24 土日		③ 5~6 土日
障害者施設職員研修会			①新任職員 10~12 水金			②下記(注1) 参照 14~16 水金						
障害者福祉センター等職員研修会							①幹部職員 1~2 水金 (新潟市)				②幹部職員 18~19 木金	
障害者サービスコーディネーション研修会			①パースナリティコース 30~7/3 火金						②T・P・S コース 4~6 金日			
障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会					① 28~30 金日					② 15~17 金日		
障害者スポーツ指導員養成研修会【学生対象】 (注2)					① 下記(注2) 17~20 月木							

※上記の日程は都合により変更することがあります。
 (注1) O.T、P.T、スポーツ指導員、レクリエーション指導員、看護師等で機能訓練及び健康管理に携わる者対象
 (注2) 日本社会福祉教育学校連盟加盟校の学生対象

戸山サンライズ (通巻第265号)

発行 平成27年3月10日
 発行人 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 会長 炭谷 茂
 編集 全国障害者総合福祉センター
 〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1 TEL.03 (3204) 3611(代表) FAX.03 (3232) 3621
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>



職員の福利厚生はおまかせ!

会員数

24.1

万人

(平成26年10月現在)

新規会員募集中

豊富な
サービス
メニュー

ソウェルクラブ “クラブオフ”

全国75,000か所以上の
各種施設が優待料金。

- ホテル・リゾート ● ライフサポート
- レジャー ● ビューティー&スポーツ
- 映画

生活サポート

- 特別資金ローン
- ソウェル保険(団体生命・積立)
- ソウェル保険(傷害・入院・がん)
- ショッピング 他

地域(都道府県)サービス

- 会員交流事業
(日帰り・宿泊旅行、観劇・コンサート、
テーマパークツアー、
スポーツ大会、テーブルマナー 他)
- 地域開発メニュー
(宿泊、リゾート、レジャー施設割引 他)

トラベル&スポーツ

- 全国提携宿泊施設
- テーマパーク
- 国内・海外パッケージツアー
- レンタカー
- スポーツクラブ
- スクール 他

各種情報提供

- ホームページ
- ハンドブック ● 情報誌
- オリジナル手帳の配布
- ソウェルクラブニュースの発行 他

充実した基幹サービス

- 生活習慣病予防健診 1人 **4,120円**助成
- 健康生活用品給付 毎年 **1品**贈呈
- こころとからだの電話健康相談 相談料・通話料 **無料**
- 各種お祝品贈呈
 - ・結婚お祝い **1万円**の商品券
 - ・出産お祝い **1万円**の商品券
 - ・入学お祝い **5,000円**の商品券
 - ・永年勤続 5、10、15、20、25、30年勤続
5,000円～5万円相当の記念品
- 万一の際
 - ・会員死亡 **60万円**(就業中の事故… **180万円**)
 - ・配偶者死亡 **10万円**
 - ・高度障害 **60万円**、後遺障害 **最高120万円**
 - ・入院 1日 **1,000円**、入院中に手術 **手術内容に基づき給付**
 - ・災害見舞金 法人 **20万円**、会員個人 **1万円**
- 資格取得 **5,000円相当**の記念品
- 各種講習会 受講料・教材費 **無料**
- 海外研修 費用の**半額程度**助成
- クラブ・サークル活動 1人あたり **1,000円**助成
- 指定保養所 優待料金+会員 **2,500円**引き
- 会員制リゾート 法人会員料金



ソウェルクラブ Sowel CLUB

ソウェルクラブの資料請求、加入のお申し込みは
社会福祉法人 福利厚生センター

<http://www.sowel.or.jp> 詳しくは で または、お電話でお問い合わせください。
TEL ☎ 0120-292-711 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビル10階